

議案第 8 1 号

大口町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

大口町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、令和 5 年 4 月 1 日に施行される改正個人情報保護法により、官民の個人情報保護制度が統合されることに伴い、この条例を制定するため必要があるからである。

大口町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(条例要配慮個人情報に係る記述等)

第3条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等とする。

- (1) 本人の性的指向又は性自認に関する事項
- (2) 本人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）第2条に規定する保護が行われ、又は行われたこと。
- (3) 本人が成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、又はあったこと。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の地方公共団体等行政

文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の地方公共団体等行政文書を1件の地方公共団体等行政文書とみなす。

(1) 一の行政文書ファイル（相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたものをいう。）にまとめられた複数の地方公共団体等行政文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の地方公共団体等行政文書

3 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（訂正請求の手続）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

（利用停止請求の手続）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（大口町個人情報保護条例の廃止）

第2条 大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）は、廃止する。

（大口町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の大口町個人情報保護条例

(以下「旧条例」という。)第11条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第17条、第30条第1項若しくは第2項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示(これに係る手数料を含む。)、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用につい

ては、なお従前の例による。

(大口町特定個人情報保護条例の廃止)

第4条 大口町特定個人情報保護条例（平成27年大口町条例第22号）は、廃止する。

(大口町特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第5条 前条の規定による廃止前の大口町特定個人情報保護条例（以下「旧特定個人情報保護条例」という。）第8条の規定は、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に旧特定個人情報保護条例第12条、第24条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧特定個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

制 定 要 旨

1 制定の背景

令和5年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）により、国の官民の個人情報保護制度が統合されます。これにより、現行の大口町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）及び大口町特定個人情報保護条例（以下「旧特定個人情報保護条例」という。）は廃止することとなり、個人情報保護法の規定に基づき、必要な事項を定めるため、本条例を制定します。

2 新条例について

(1) 趣旨（第1条関係）

個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定める旨を規定しています。

(2) 定義（第2条関係）

個人情報保護法の適用について、各市町村等の議会には適用しないこととされていることから、町議会を除いた町長部局、教育委員会等を町の機関として規定しています。また、この条例で使用する用語は、個人情報保護法及びその施行令で使用する用語の例によることとしています。

(3) 条例要配慮個人情報（第3条関係）

個人情報保護法第60条第5項では、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する情報を市町村等の条例で定めるものとしています。LGBTに関すること、生活保護に関すること、成年被後見人に関することを条例要配慮個人情報とします。

【個人情報保護法第60条第5項】

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 開示請求の手続（第4条関係）

自己情報の開示請求手続において、その開示請求書には、個人情報保護法第77条第1項各号に掲げる事項（下線部）のほか、規則に定める事項を記載するものとします。

【開示請求書の記載事項】

- ・ 開示請求する者の氏名及び住所（居所）
- ・ 開示請求に係る保有個人情報が記録されている文書等の名称、その他の対象となる保有個人情報を特定することができる事項
- ・ 開示請求年月日
- ・ 開示請求者の連絡先
- ・ 代理人が開示請求するときは、当該本人の氏名、住所、連絡先、法定代理人（当該本人が未成年若しくは成年被後見人）又は本人の委任による代理人の別

(5) 開示請求に係る手数料等（第5条関係）

開示請求に係る手数料は無料とします。写しの交付、送付等につきましては、実費相当額を負担していただくこととします。

【実費相当額の例】

- ・ A3までの白黒コピー（コピー機からの印刷含む） 10円／枚
- ・ A3までのカラーコピー（コピー機からの印刷含む） 20円／枚
- ・ 記録媒体への複写 実費（運用として概ね100円／枚としています。）
- ・ 写しの送付 実費

(6) 訂正請求の手続（第6条関係）

自己情報の開示請求手続により開示された個人情報の訂正請求手続において、その訂正請求書には、個人情報保護法第91条第1項各号に掲げる事項（下線部）のほか、規則に定める事項を記載するものとします。

【訂正請求書の記載事項】

- ・ 訂正請求をする者の氏名及び住所（居所）
- ・ 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日、その他当該保有個人情報を特定することができる事項
- ・ 訂正請求の趣旨及び理由
- ・ 訂正請求の年月日
- ・ 訂正請求者の連絡先
- ・ 代理人が訂正請求するときは、当該本人の氏名、住所、連絡先、法定代理人（当該本人が未成年若しくは成年被後見人）又は本人の委任による代理人の別

(7) 利用停止請求の手続（第7条関係）

自己情報の開示請求手続により、開示された個人情報の利用停止請求において、その利用停止請求書には、個人情報保護法第99条第1項各号に掲げる事項（下線部）のほか、規則に定める事項を記載するものとします。

【利用停止請求書の記載事項】

- ・ 利用停止請求をする者の氏名及び住所（居所）
- ・ 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日、その他当該保有個人情報を特定することができる事項
- ・ 利用停止請求の趣旨及び理由
- ・ 利用停止請求の年月日
- ・ 利用停止請求者の連絡先
- ・ 本人に代わり代理人が訂正請求するときは、当該本人の氏名、住所、連絡先、法定代理人（当該本人が未成年若しくは成年被後見人）又は本人の委任による代理人の別

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

4 経過措置等

(1) 旧条例の廃止及び経過措置（附則第2条、第3条関係）

旧条例の廃止に伴い、旧条例の個人情報取扱いに関する義務（守秘義務、不正・不当な利用の禁止）及び罰則を経過措置として規定します。

(2) 旧特定個人情報保護条例の廃止及び経過措置（附則第4条、第5条関係）

旧特定個人情報保護条例の廃止に伴い、この条例の施行の日前に行った手続がこの条例の施行後も継続しているときは、従前の例による、とする経過措置を規定します。